

日本の国連外交

平成28年3月
外務省

目 次

1. 日本の国連外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
2. 安保理改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
3. 安保理非常任理事国選挙・・・・・・・・・・ P. 7
4. 国連PKO等への協力・・・・・・・・・・ P. 8
5. 人権分野での取り組み・・・・・・・・・・ P. 11
6. 持続可能な開発のための2030アジェンダ・・ P. 13
7. 国連予算・国連邦人職員・・・・・・・・・・ P. 15
8. 国際機関における邦人職員増強の取組み・・・・ P. 20

日本外交にとっての重要性

■我が国の重視する様々な課題に関し国連が果たす役割の重要性

- ・日本自身の安全保障、持続可能な成長のためにも、安定した国際環境の創出が不可欠。そのために、国連は様々な分野で重要な役割。
- ・環境・気候変動、核軍縮・不拡散、紛争解決や平和構築、人権、テロ、貧困、感染症などが、外交における主要課題として顕在化。
- ・北朝鮮の問題など我が国の安全保障にとり重大な問題について、国連は重要な役割。

■国連の持つ正統性を最大限に活用

- ・人間の安全保障、防災、保健、アフリカへの支援等、日本の政策目標を実現する上で、普遍性（幅広い諸国の参加）、専門性（世界中の情報や知見の集約）に支えられた正統性（ソフトパワーの基盤）という国連の強みを、日本としても最大限に活用し、日本だけではできないことを実現。
- ・国際的ルールメイキングを主導する上でも、国連との連携が不可欠。

【参考：国連の沿革・概要】

■ 1945年10月発足（当初の加盟国数：51）。我が国は1956年12月18日に加盟（80番目の加盟国）。現在のメンバー数は193（直近は2011年7月の南スーダンの加盟）

■ 主要機関

総会，安全保障理事会，経済社会理事会，信託統治理事会，国際司法裁判所，事務局

■ 目的（国連憲章第1条）

- 国際の平和及び安全を維持すること
- 諸国間の友好関係を発展させること

国連への関与を強化する具体的取組

■制度面

- 21世紀にふさわしい効率的かつ効果的な国連の実現が喫緊の課題。
- 人権理事会、平和構築委員会の設立など、2005年国連首脳会合「成果文書」の諸改革を通じ、国連の機能を強化。
 - 人権理事会：設立当初にメンバー。現在は非理事国。
 - 平和構築委員会：日本は設立当初からのメンバー。
 - 安保理改革：「早期の改革」で一致。進展は限定的。

■資金面

- 予算の効率的活用と説明責任の確保 → 国連の行財政改革を進めつつ、財政上の義務（分担金）は誠実に履行。
- ODA予算や任意拠出金の確保・活用 → 外交政策実現のために重要。

■人材・ポスト面

- 国際機関選挙等を通じポストを獲得 → 日本外交にとって重要度の高い機関・ポストの特定及び獲得に向けた選挙戦略、人材育成の実施。
例：天野 IAEA事務局長（2009年12月～）、関水IMO事務局長（2012年1月～）等。
- 国際機関日本人職員の増強 → 日本は過少代表。JPO派遣や、国際機関職員候補者の発掘・育成を含めた中長期的な戦略を展開。

◆ 国連安保理 = 国連の最重要機関

➤ 国際の平和及び安全の維持に主要な責任を負い、全加盟国に対し、法的拘束力のある決定を行いうる唯一の機関。

◆ 安保理の正統性・信頼性・実効性への疑問

➤ 国連発足以降、国際社会の構図は大きく変化し、機能も多様化したが、安保理の構成はほとんど変化なし（正統性の欠如）。

➤ 安保理の信頼性、実効性、透明性の改善が急務（例：シリア情勢、ウクライナ情勢への対応と拒否権の問題等）。

〔参考〕安保理改革とは別途、安保理の運営（作業方法）改善を求める声の高まりあり。例えば、大規模残虐行為の場合には拒否権行使を抑制するよう求める案（フランス（常任理事国）案、ACTグループの行動規範）や、事務総長選出（安保理の勧告に基づき総会が任命）における透明性向上のための取組あり。

◆ 日本は、これまで安保理内外で積極的に貢献（軍縮・不拡散、平和維持・平和構築、人間の安全保障等）= 21世紀の安全保障理事国に適任

◆ 安保理の意思決定プロセスに、常時かつ直接関与することは、国益を増進

北朝鮮の核実験・弾道ミサイル発射（2006年/09年）、対イラン制裁強化、韓国哨戒艦沈没（2010年）については、非常任理事国として関与。中でも、本年1月の北朝鮮の核実験、2月の弾道ミサイル発射を受け、大幅に強化された制裁措置等を盛り込んで安保理決議第2270号が全会一致で採択される上で、日本は主導的な役割を果たした。

G4首脳会合（2015年9月27日、ニューヨーク）※日本、インド、ドイツ、ブラジル

- 1 2004年以来11年ぶり。安倍総理から、（1）2015年は国連70周年の歴史的好機であり、安保理は21世紀の現実に合った姿に改革されるべきである、（2）改革推進のためにはアフリカ、カリコム等途上国を含む圧倒的多数の国が改革支持で団結することが重要であり、総理自身も多くの国に働きかけを行ってきている、（3）政府間交渉での現実的な文書に基づく真の交渉開始に向けG4として働きかけるべきこと等を発言。
- 2 他のG4首脳も基本的に総理と認識を共有。会合後に発出された共同プレス声明において、早期の安保理改革実現のために緊密に連携し、改革推進派への働きかけを加速していくことに合意。
- 3 具体的には、国連総会が全会一致で、クテサ前総会議長が提示した文書を政府間交渉での交渉の基礎とする決定を採択したことを歓迎するとともに、第70会期中に具体的成果を実現するために一層の努力を行うことで一致。アフリカやカリコム等の改革推進派との連携強化が重要であることにも一致。
- 4 我が国を含むG4として、国連70周年及び今般のG4首脳会合で高まった機運を国際社会の多くが関与していく大きなうねりへとつなげていくべく、今後ともあらゆる機会を活用して改革実現に向けた取組を強化していく考え。

<G4の決議案>

- ◆ 2005年、G4は決議案を作成し、各国へ働きかけ。米国（安保理の効率性を重視）、中国（日本の常任入りに反対）は、G4決議案反対のグローバルな運動を展開。大票田のアフリカとの決議案の一本化を追求するも、合意できず。必要な賛成票を得る見込みが立たず、G4決議案の採択を断念。
- ◆ 2011年、G4は、常任理事国・非常任理事国双方の拡大及び安保理作業方法改善からなる決議案（「短い決議案」）を作成し、各国へ働きかけたが、決議採択には至らず。

<国連での政府間交渉>

- ◆ 2009年2月より政府間交渉を開始。改革実現のための交渉を文書に基づき進める声が高まるも、進展は限定的。
- ◆ 2015年7月31日、クテサ総会議長（ウガンダ）の下、ラトレイ政府間交渉議長（ジャマイカ常駐代表）が120カ国以上の立場を取りまとめた交渉文書を作成。9月14日、この文書を基礎として用いることを次の会期に引き継ぐ決定がコンセンサスでなされた。
- ◆ 2016年2月以降、ルーカス政府間交渉議長（ルクセンブルグ常駐代表）の下で会合が行われている。

G4案	
常任理事国	11か国 現5+6 アジア2, アフリカ2, ラ米1, 西欧その他
非常任理事国	14/15か国 現10+4/5 アジア1, アフリカ1, ラ米1, 東欧1
拒否権	新常任理事国は当面拒否権を行使しない

AU案	
常任理事国	11か国 現5+6 アジア2, アフリカ2, ラ米1, 西欧その他
非常任理事国	15か国 現10+5 アジア1, アフリカ2, ラ米1, 東欧1
拒否権	新常任理事国にも付与

1. 結果概要

- (1) 10月15日に行われた選挙で我が国は安保理非常任理事国に選出され、2016年1月1日から2年間、安保理非常任理事国を務めることが決定。
- (2) 今回の投票結果は、我が国の国連の場における長年の実績及びその姿勢が、国際社会において高く評価され、かつ、今後の一層の貢献が期待されていることの表れ（国連加盟国中最多となる11回目。）。
- (3) 日本は、安保理において、国際の平和と安全に関わる幅広い課題、具体的には国連平和維持活動（PKO）及び中東・アフリカ地域等の平和と安全に資する国連の平和構築への取組に対する積極的貢献、我が国の平和と安全に直結する北朝鮮情勢についての対応等に取り組んでいく。

2. 参考

(1) 開票結果

- ・アジア太平洋グループ [改選議席数1] 日本（184票）が当選
- ・アフリカグループ [改選議席数2] エジプト（179票）、セネガル（187票）が当選
- ・ラテンアメリカグループ [改選議席数1] ウルグアイ（185票）が当選
- ・東欧グループ [改選議席数1] ウクライナ（177票）が当選

(2) 過去、我が国が安保理非常任理事国を務めた時期

1958—59年, 66—67年, 71—72年, 75—76年, 81—82年, 87—88年, 92—93年, 97—98年, 2005—06年, 2009—10年（計10回）

(3) 2016年の安保理メンバー国

- ◆ 常任理事国：中国, フランス, ロシア, 英国, 米国
- ◆ 非常任理事国
 - ・マレーシア, アンゴラ, ベネズエラ, NZ, スペイン（任期：2015～16年）
 - ・日本, エジプト, セネガル, ウルグアイ, ウクライナ（任期：2016～17年）

4. 国連PKO等への協力（1）

P.8

冷戦時、国連憲章が予定したいわゆる集団安全保障は十全に機能せず。

➡ 国連は、停戦状態にある紛争地域における平和維持の手段として、平和維持活動（PKO）を展開。（国連憲章上で規定された活動ではなく、国連の慣行から生まれた活動。）

国連PKOの変遷

国連の統括の下、国連加盟国が任意で派遣する要員及び義務的に拠出するPKO分担金を得て活動。確たる定義は無く、弾力的に派遣や任務が定まり、今なお発展し続ける概念。

伝統的なPKO： 国連が紛争当事者間に立って、停戦や軍の撤退の監視等を行うことにより事態の沈静化や紛争の再発防止を図り、紛争当事者による対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした軍事的活動。

（例：国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）、国連キプロス平和維持隊（UNFYCIP）、国連インド・パキスタン軍事監視団（UNMOGIP）等）



パトロールの様子
（UNDOF：ゴラン高原）



停戦監視ポスト
（UNDOF：ゴラン高原）

冷戦終結後： 国際社会が対応を迫られる紛争が、国家間の紛争から国内における紛争又は両者の混合型に変化。



複合型PKO： 平和維持及び平和構築に相互補完的に取り組む。軍事・警察・文民の要素を組み合わせ、①停戦監視、②平和構築活動（※）の促進、③人道支援や経済社会開発主体との調整、④文民の保護といった分野で活動。

（例：国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）、国連コートジボワール活動（UNOCI）、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）等）

※平和構築活動：元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、地雷対策、治安部門改革（SSR）その他の法の支配関連活動、人権の保護と促進、選挙支援、統治機能の回復と拡充への支援



道路整備（日本隊）
（UNMISS：南スーダン）



軍事連絡要員（日本隊）
（UNMIT：東ティモール）



警察官の訓練
（MINUSTAH：ハイチ）



元兵士の武装解除
（UNOCI：コートジボワール）

我が国の取組

国際情勢

冷戦終結

1990年8月 湾岸戦争

民族的・宗教的対立による内戦・テロ多発
(例)・ルワンダ内戦
・ボスニア紛争
・コンボ紛争
・東ティモール紛争

2001年、同時多発テロ
→有志国によるテロとの闘い

PKOの任務の多様化
(平和構築分野へと拡大)

国際平和協力法（PKO法）

1990年10月、国連平和協力法案
提出(廃案)

1990年11月、自公民三党合意

1992年、国際平和協力法施行
(多国籍軍への協力は除外。
伝統的なPKOへの協力が中心)

1998年、国際平和協力法改正
(部隊派遣自衛官の武器使用を原則として
上官の命令によるものとする等)

2001年、国際平和協力法改正
(①PKF本体業務(注)凍結解除、
②自己保存のための自然的権利に基づく
武器の使用の防護対象を拡大)

(注)PKF(平和維持隊)本体業務
PKO法3条3号イからへに規定された停戦の
監視等(停戦合意の遵守の確保、緩衝地帯に
おける駐留等)

PKO法に基づく主な協力実績

13ミッションにのべ10000人以上
(自衛官、警察官、文民)を派遣。

アンゴラ(UNAVEM II)
(選挙監視要員)

カンボジア(UNTAC)
(施設部隊、文民警察要員等)

モザンビーク(ONUMOZ)
(輸送調整部隊等)

エルサルバドル(ONUSAL)
(選挙監視要員)

ルワンダ難民救援
(難民救援隊等)

ゴラン高原(UNDOF)
(輸送部隊等)

東ティモール(UNAMET, UNTAET, UNMISSET, UNMIT)
(文民警察要員、避難民救援空輸隊、派遣施設群、司令部要員、
選挙監視要員、軍事連絡要員)

アフガニスタン難民救援
(難民救援輸送隊)

イラク難民・被災民救援
(難民・被災民救援空輸隊)

ネパール(UNMIN)
(軍事監視要員)

スーダン(UNMIS)
(司令部要員)

ハイチ(MINUSTAH)
(施設部隊等)

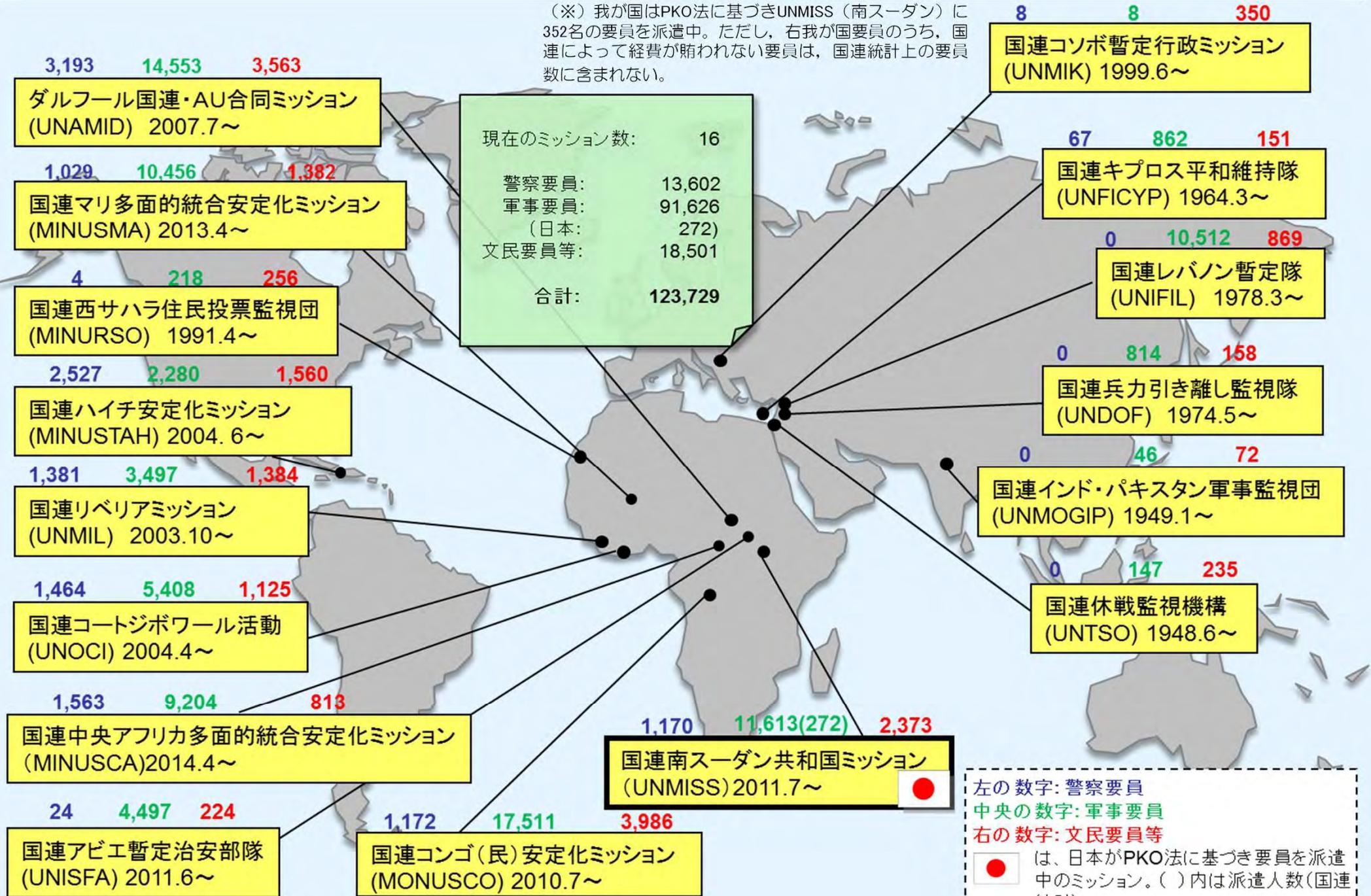
南スーダン(UNMISS)
(施設部隊等)

※枠内オレンジ色は現在派遣中。

- ✓我が国の国連PKOへの人的貢献は、国際社会からおしなべて高い評価。
- ✓中・長期的な外交努力や経済協力といった取組を伴う場合、より一層高い評価。
(※)ハイチや南スーダンでは二国間ODAや国際機関への拠出金を通じた支援事業と連携して自衛隊施設部隊が活動。
- ✓約81%の国民が国連PKOへの参加を支持(内閣府：平成26年度外交に関する世論調査)。

(参考) 国連PKOの展開状況

(※) 我が国はPKO法に基づきUNMISS (南スーダン) に352名の要員を派遣中。ただし、右我が国要員のうち、国連によって経費が賄われない要員は、国連統計上の要員数に含まれない。



左の数字: 警察要員
 中央の数字: 軍事要員
 右の数字: 文民要員等
 ● は、日本がPKO法に基づき要員を派遣中のミッション。()内は派遣人数(国連統計)。

人権フォーラムにおける決議の採択

- 国連で人権を扱う場である国連人権理事会や、国連第3委員会において、毎年数多くの決議を採択。
- これらの決議は、法的拘束力はないものの、世界の人権問題に対する国際社会の意思形成、相互監視、規範構築の手段として、人権の保護・促進において重要な役割。



(例) 北朝鮮人権状況決議 (日本・EU共同提出)

- 我が国及びEUは、毎年、国連人権理事会及び国連総会に北朝鮮人権状況決議を提出。
 - ①人権理事会(2008年以降)：北朝鮮人権状況報告者のマンデートを延長するもの。2013年には、北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)を設置することを含む決議が採択された。COIが2014年2月に公表した報告書は、拉致問題を含む北朝鮮における深刻な人権侵害を「人道に対する罪」とし、北朝鮮に具体的な取組を勧告するとともに、国際社会や国連にもさらなる行動を求める内容。
 - ②国連総会(2005年以降)：COI報告書を受け、2014年以降は、北朝鮮における人権侵害の態様を詳述するとともに、「人道に対する罪」に言及し、安保理に対し、北朝鮮の人権状況の国際刑事裁判所(ICC)への付託の検討を含む適切な行動をとることを促している。

2014年及び15年には安保理で北朝鮮の人権状況を討論。

人種差別撤廃条約 1965採択 1969発効 1995加入	女子差別撤廃条約 1979採択 1981発効 1985批准	個人通報制度 選択議定書 1999採択 2000発効 未締結	拷問等禁止条約 1984採択 1987発効 1999加入	視察制度 選択議定書 2002採択 2006発効 未締結	児童の権利条約 1989採択 1990発効 1994批准	個人通報制度 選択議定書 2011採択 2014発効 未締結	障害者権利条約 2006採択 2008発効 2014批准	個人通報制度 選択議定書 2006採択 2008発効 未締結	強制失踪条約 2006採択 2010発効 2009批准
--	--	--	---------------------------------------	--	---------------------------------------	--	---------------------------------------	--	--------------------------------------

締約国は各条約の義務履行状況につき数年毎に報告を提出、条約委員会が審査を行い勧告を発出。

市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)	1966採択 1976発効 1979批准	第一選択議定書 (個人通報制度) 1966採択 1976発効, 未締結	第二選択議定書 (死刑廃止) 1989採択 1991発効, 未締結
経済的, 社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)	1966採択 1976発効 1979批准	選択議定書 (個人通報制度) 2008採択 2013発効, 未締結	

国際人権規約

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」についての我が国の考え方

1. 我が国は、国際社会の議論が本格化する前から、ミレニアム開発目標(MDGs)フォローアップ会合の開催や非公式な政策対話の主催等を通じて、アジェンダの策定を主導。2015年1月からの政府間交渉にも積極的に参加。
2. 2015年9月に採択されたアジェンダには、人間中心(people-centered)、誰一人取り残されない(no one will be left behind)など、我が国が重視する人間の安全保障の理念を反映した考え方や、グローバル・パートナーシップ、女性・保健・教育・防災・質の高い成長等、我が国が重視してきた要素が盛り込まれた。
3. 持続可能な環境や社会を実現するために先進国を含む全ての国が取り組むという「ユニバーサリティ」、及び一部の途上国の発展、民間企業や市民社会の役割の拡大などを踏まえ、あらゆるステークホルダーが役割を果たす「グローバル・パートナーシップ」の重要性が盛り込まれていることも評価。



我が国としてアジェンダの採択を歓迎するとともに、アジェンダの実施に向けた議論にも、関係国と共に引き続き積極的に貢献していく考え。

1 序文

- 持続可能な開発の重要分野: 人間(People)、地球(Planet)、繁栄(Prosperity)、平和(Peace)、連帯(Partnership)の「5つのP」。

2 政治宣言

- 包括的で人間中心のゴールとターゲットを決定。2030年までに完全に実施する。誰一人取り残さない。
- 先進国にも途上国にも等しく適用されるユニバーサルなゴールとターゲット。
- ミレニアム開発目標を基礎に、同目標で達成できなかったことの達成を追求。
- ODA数値目標(0.7%目標及びLDC向け0.15~0.20%目標)を再確認。ODAは他の開発資金の触媒。

3 持続可能な開発目標(SDGs: 17ゴール(下記)、169ターゲット)

- ①貧困の撲滅
- ②飢餓撲滅、食料安全保障、
- ③保健・福祉、
- ④万人への質の高い教育、生涯学習、
- ⑤ジェンダー平等、女性の能力強化、
- ⑥水・衛生の利用可能性、
- ⑦エネルギーへのアクセス、
- ⑧包摂的で持続可能な経済成長、雇用、
- ⑨強靱なインフラ、工業化・イノベーション、
- ⑩国内と国家間の不平等削減、
- ⑪持続可能な都市、
- ⑫持続可能な消費と生産、
- ⑬気候変動への対処、
- ⑭海洋と海洋資源の保全・持続可能な使用、
- ⑮生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性、
- ⑯平和で包摂的な社会の促進、
- ⑰実施手段(MOI)の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

4 実施手段(MOI: Means of Implementation)

- 政府、市民社会、民間セクター、国連機関等、全てのアクターが利用可能な資源を活用し、グローバル・パートナーシップの下でゴールとターゲットの実施にあたる。
- 持続可能な開発を支援するために、技術移転促進メカニズムを立ち上げる。

5 フォローアップ・レビュー(FUR)

- FURは、自主的、国主導、包摂的で透明、人間中心、既存の仕組みを活用、実証ベースであるものとする。
- グローバル指標は、2016年3月の国連統計委員会で合意され、国連経済社会理事会及び国連総会で採択予定。

1. 国連通常予算

- 国連通常予算は二カ年予算（偶数年1月1日から翌年12月31日）。
2016－17年二カ年通常予算（2016年1月現在）は約54億ドル。
その内訳は活動経費、会議サービス経費、職員給与、建設費など多岐に亘る。中でも、特別政治ミッション（SPM）は、通常予算の5分の1を占める。なお、23の国連関係機関（基金・計画、専門機関）の予算は含まない。
- 我が国の分担率は9.68%であり、2016年の分担金額は、2.4億ドル。

2. PKO予算

- PKO予算は単年度予算（7月1日から翌年6月30日）。
2015/2016年PKO予算は総額82.7億ドル。我が国の分担率は10.833%であり、2014年の分担金額は8.96億ドル。
- PKO予算規模は、大規模ミッションの新規設立やPKO要員の増加等により、ここ15年で3倍以上に増加。

3. 国連邦人職員

- 2015年における国連及び関係機関の日本人職員は766名。うち幹部職員（Dレベル以上）は72名。

1. 我が国の国連分担率

■ 2015年の分担率交渉の結果、我が国の2016-18年の国連通常予算分担率は9.68%となった（加盟国中第2位（第1位は米国の22%））。

■ 過去3年間（2013-15年）の分担率（10.833%）より1.153ポイント減。

2. 我が国の国連分担金額 （暦年の要請額ベース）

■ 2015年に割り当てられた我が国の通常予算分担金額は約2.94億ドル（2014年は約2.77億ドル）。

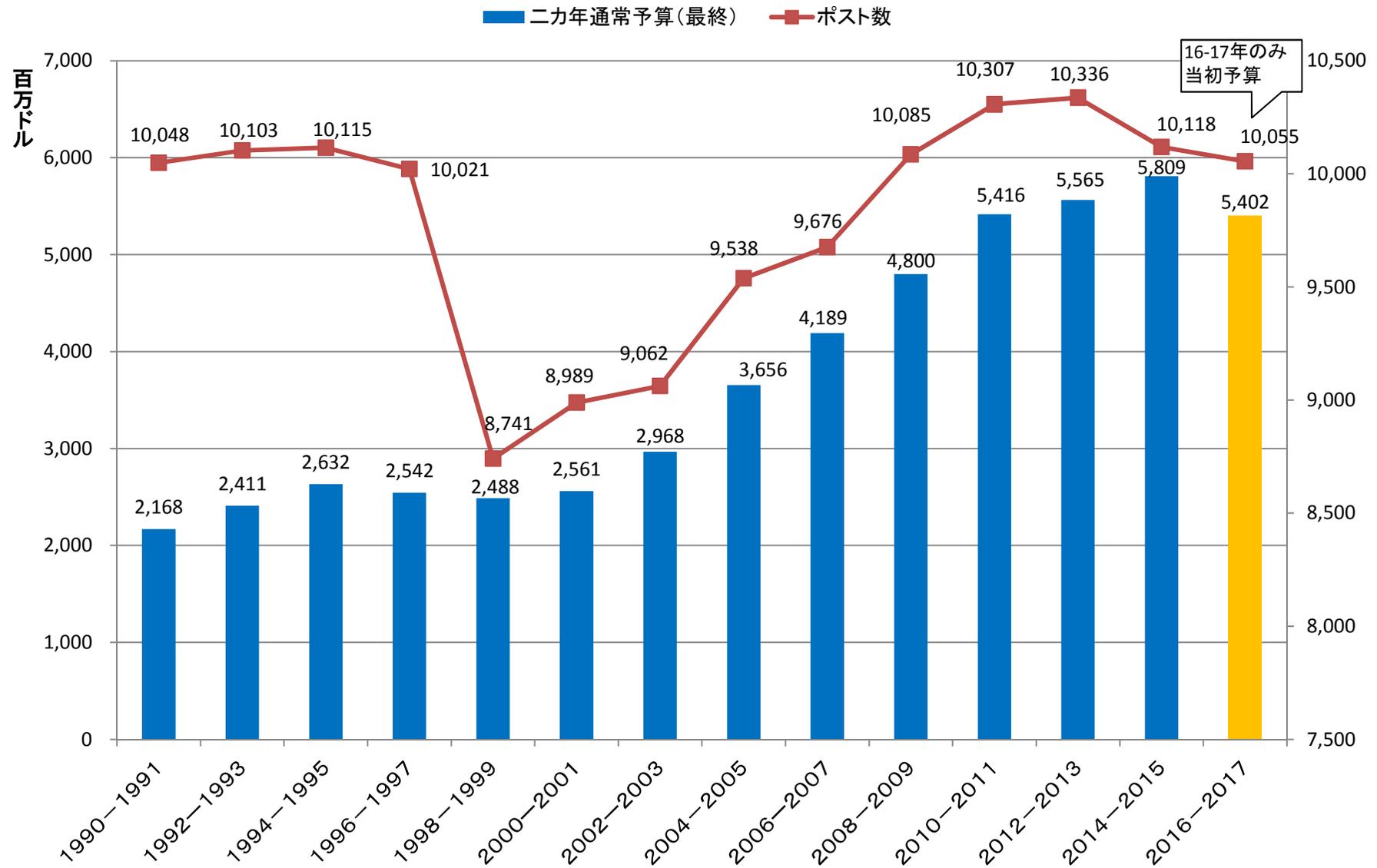
■ 2015年に割り当てられた我が国のPKO予算分担金額は約6.87億ドル。

【参考】主要国の国連通常予算分担比率

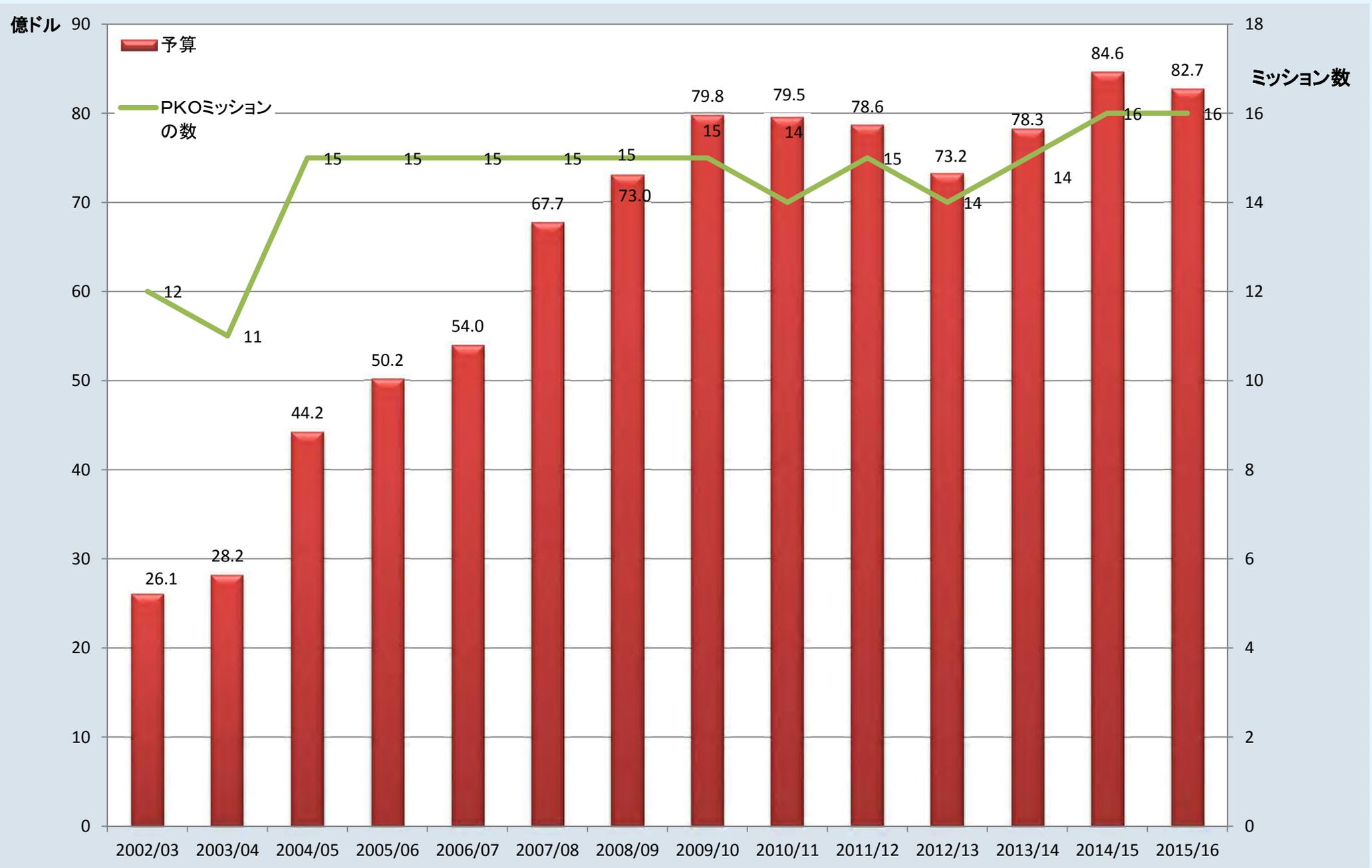
順位※	国名	2013-15年	2016-18年	増減ポイント
1	米国	22.000%	22.000%	±0
2	日本	10.833%	9.680%	-1.153
3	中国	5.148%	7.921%	+2.773
4	ドイツ	7.141%	6.389%	-0.752
5	フランス	5.593%	4.859%	-0.734
6	英国	5.179%	4.463%	-0.716
7	ブラジル	2.934%	3.823%	+0.889
8	イタリア	4.448%	3.748%	-0.700
9	ロシア	2.438%	3.088%	+0.650
10	カナダ	2.984%	2.921%	-0.063

※2016-18年の順位を記している。

国連通常予算（2カ年予算）の推移

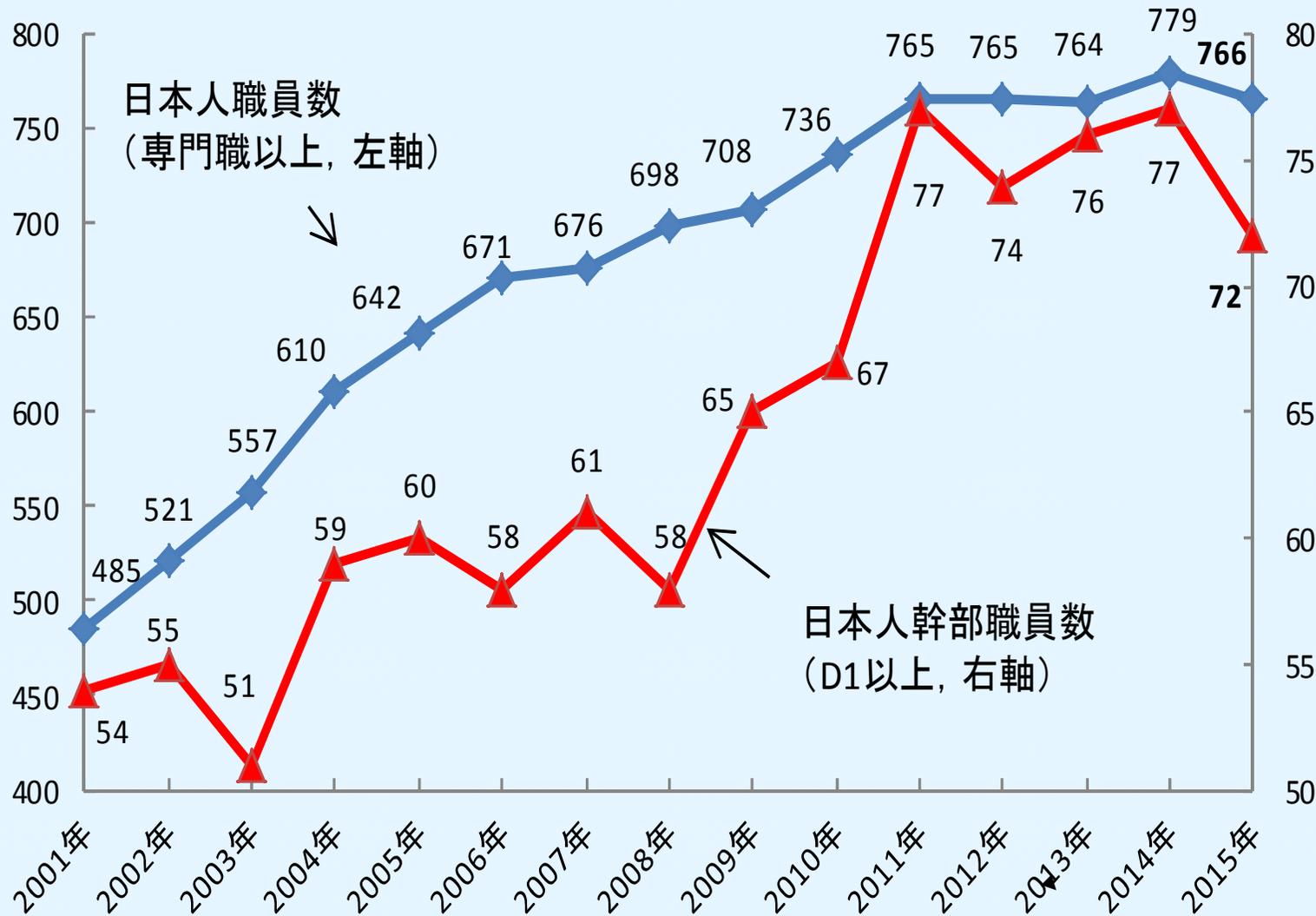


PKO予算及びミッション数の推移



国連関係機関の日本人職員数（専門職以上）推移

国連事務局における
「望ましい職員数」及び職員数



順位	国名	職員数	望ましい職員数 下限～上限
1	米国	366	373 ~ 504
2	英国	151	92 ~ 125
3	フランス	146	99 ~ 134
4	イタリア	133	80 ~ 108
5	ドイツ	132	125 ~ 169
6	カナダ	89	56 ~ 75
7	日本	81	186 ~ 252
8	中国	77	119 ~ 161
9	スペイン	69	56 ~ 75
10	メキシコ	62	39 ~ 53
その他		1,695	
合計		3,001	

(2015.6.30現在)
(出典：国連資料 (A/70/605))

(注)本表中の「職員数」は、地理的配分の原則が適用されるポストに勤務する職員数であり、全体の職員数ではない。(総職員数の内の一部の職員)

(各年1月現在。2014年以降は前年12月31日現在。外務省調べ)

潜在的候補者の発掘・育成

若手日本人の送り込み

採用働きかけ

〈現状〉

- 大学、シンポジウム等での国際機関就職ガイダンス実施
- メーリングリストによる空席情報提供（ロスター登録制度。現在約1,500名が登録）
- 即戦力として国際機関の空席ポストを狙える社会人への面接・筆記試験等の国際機関採用試験の対策講座を実施

〈問題点〉

- 海外就職・赴任や留学を望まない「内向き志向」
- 日本の雇用環境では国際機関就職へのキャリアパス構築が困難
- 国際機関の給与・待遇は、民間セクターとの比較で必ずしも魅力的でない。
- 広報活動は地道で目に見える形での効果が出しにくい。

〈現状〉

- JPO派遣制度は、日本人職員増強の根幹となる手段。
- 国連事務局YPP試験応募者へのアドバイス

〈問題点〉

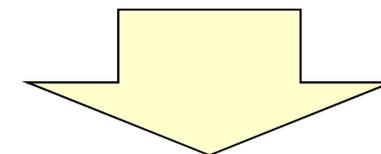
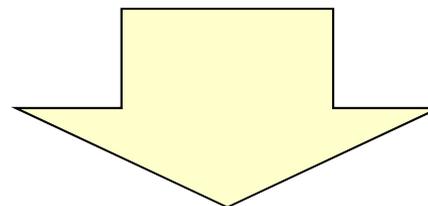
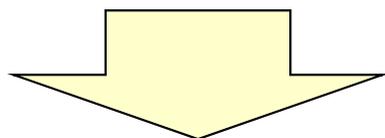
- JPO派遣者数の低迷
- 国連事務局YPP試験の低い合格者数（2011年から2014年までの間で1名のみ）

〈現状〉

- 国際機関における日本人職員数
2001年：485名→
2014年：779名
- うち幹部職員数
2001年：54名→
2014年：77名

〈問題点〉

- 国連事務局が定める望ましい日本人職員数に対する現役職員数は依然として低い水準



国際機関の魅力を伝える広報の強化
&各ターゲットへの戦略的な情報提供

〈対 各省庁〉

- ① 関係府省庁との連携を強化するため連絡会議の立ち上げ
- ② 将来の幹部候補として、各省の国際機関出向者等のキャリアフォロー

〈対 有力候補〉

- ③ JPO経験者や国際機関勤務経験者への情報提供や応募支援

〈対 高等教育機関〉

- ④ ガイダンス先をJPO輩出先大学等に選択と集中で実施
- ⑤ 海外でのガイダンスの実施

〈対 民間セクター〉

- ⑥ 国際展開している本邦企業や外資系企業等の人材も含めた社会人向けのガイダンスの実施(国際機関職員の魅力の広報)
- ⑦ 弁護士や会計士など、高度の専門家団体へのガイダンス等を通じたネットワークの構築
- ⑧「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の実施

〈派遣者数の拡大〉

- ① JPO派遣者数の大幅な拡大
新規派遣者数を44名(2014年度)から60名以上とする。

〈採用率の向上〉

- ② 派遣後の支援体制強化
外務本省や在外公館による積極的かつきめ細やかな支援
- ③ 派遣先重点機関の特定
派遣先選定に当たり、外交上の重要性や採用率の高い国際機関を優先
- ④ JPO選考プロセスへの国際機関の関与
- ⑤ 官房系職種(人事, 会計等)経験者の派遣強化
- ⑥ 女性JPOの積極的派遣

国際機関に対し、日本人の採用・日本人職員の昇進に向けた働きかけの実施・強化

増強戦略

国際機関で勤務する日本人職員を、現在の約800人から、**2025年までに1000人に増強。**